千歳市若年・子育て世帯定住促進事業補助金交付要綱

令和８年３月４日市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、若い世代の本市への定着や、中古住宅の流通促進を目的とし、若年夫婦世帯又は子育て世帯が子育てしやすい良好な住宅を取得するための費用を補助することに関し、千歳市補助金等交付規則（昭和 58 年千歳市規則第 12 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　申請者　補助金の交付申請を行う者で、子育て世帯等の世帯主をいう。

（２）　申請日　第８条の申請を行う日をいう。

（３）　配偶者　第８条の申請日現在において、申請者と婚姻関係にある者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。

（４）　子ども　12 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者をいう。

（５）　子育て世帯　令和８年４月１日現在において申請者若しくはその配偶者と親子関係にある子どもがあり申請日において引き続き当該子どもと同居する世帯又は申請日において申請者若しくはその配偶者が母子保健法(昭和 40 年法律 141 号)第 16 条第１項の母子健康手帳（以下「母子健康手帳」という。）の交付を受けている世帯をいう。

（６）　若年夫婦世帯　令和８年４月１日現在において、申請者又はその同居する配偶者のいずれかが４０歳未満である世帯をいう。

（７）　住宅　自らが居住の用に供する建物（共同住宅、寄宿舎及び下宿を除く。）をいう。

（８）　住宅取得　若年夫婦世帯又は子育て世帯（以下「子育て世帯等」という。）が次条各号に規定する全ての要件に該当する住宅を建築又は購入（無償の譲渡を除く。）し、申請者又はその配偶者の所有であって、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号)の規定による建物の所有権保存登記又は所有権移転登記をすることをいう。

（９）　新築住宅　検査済証交付日から起算して１年未満の住宅で、居住の用に供したことのないものをいう。

(10)　中古住宅　新築住宅以外の住宅をいう。

(11)　検査済証　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第７条第５項、同法第７条の２第５項及び同法第 18 条第 18 項に規定する検査済証をいう。

（補助対象住宅）

第３条　補助対象住宅は、市内に定住するために、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　子育て世帯等が自ら居住する住宅であること
（２）　検査済証の交付を受けているもの
（３）　中古住宅については、次に掲げる要件のいずれかに適合するもの
　ア　昭和 56 年６月１日以降に建築基準法第６条第１項に規定する建築確認を受けて着工した住宅
　イ　耐震改修工事を実施済の住宅又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている住宅
（４）　申請者の居住の用に供する部分の床面積が、全体の床面積の２分の１以上であること
（５）　補助対象住宅の売買契約又は工事請負契約の締結日が令和８年４月１日以降であること
（６）　前所有者が申請者の三親等内の血族及び姻族並びに配偶者ではないこと

（補助対象世帯）
第４条　補助の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、新たに住宅取得した際に要した経費を負担した子育て世帯等で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
（１）　子育て世帯等に属する者が、第８条に規定する交付申請を行った日において、継続して居住し、及び住民登録をしていること。
（２）　子育て世帯等に属する者が、市税等の滞納をしていないこと。
（３）　子育て世帯等に属する者が、千歳市暴力団排除条例（平成 26 年千歳市条例第１号）第２条第１項第２号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する世帯でないこと。
（４）　子育て世帯等に属する者が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けていないこと。
（５）　子育て世帯等に属する者が、過去にこの要綱による補助の交付を受けていないこと。ただし、第 12 条の規定により交付決定を取り消された場合は、この限りでない。
（６）　夫婦の双方または一方が日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。

（補助対象経費）
第５条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、子育て世帯等が市内の住宅取得に要した経費とする。

（補助金の額）
第６条　補助金の額は、新築住宅の取得にあっては５０万円、中古住宅の取得にあっては２０万円とする。ただし、補助対象経費が補助金の額に満たない場合は、当該補助

対象経費を補助金の額とする。

２　前項の規定により得た金額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

３　市長は第１項の補助対象経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助金の申込み）

第７条　申請者は、補助対象住宅の工事請負契約又は売買契約を締結した日以後に、別に定めるインターネットの申込フォームに必要事項を記入し、市長に補助金申請手続きの開始を申込むものとする。

２　申込みは、同一年度において一の子育て世帯等につき１回限りとする。

３　申込みは先着順とし、申込みの補助金の額の合計が予算額を超えた場合は、申込期間内に申込みをした全ての申込者から明らかに補助対象とならない者を除き、予算額に達するまで申込順に決定する。

４　市長は、前２項の規定により申請者が決定した場合には、申請者に補助金申請に係る必要書類等について通知するものとする。

（補助金の交付申請等）

第８条　申請者は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条第 1 項に規定する転入届又は同法第 23 条第 1 項に規定する転居届をした日以降に、千歳市若年・子育て世帯定住促進事業補助金交付申請兼実績報告書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　世帯の構成員全員の住民票の写し（本籍地（第４条第６号に掲げる要件に該当する場合は国籍及び在留資格）及び世帯主との続柄が記載され、個人番号の記載なしのもので、申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）

（２）　世帯の構成員全員の市税等の滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）

（３）　補助対象住宅及び補助対象宅地の登記記録の全部事項証明書

（４）　補助対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し

（５）　補助対象宅地の売買契約書の写し

（６）　前２号に規定する契約に係る費用を支払ったことが分かる書類

（７）　補助対象住宅の検査済証の写し又は建築確認台帳記載事項証明書の写し

（８）　補助対象住宅及び補助対象宅地の付近見取り図

（９）　補助対象住宅が、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した住宅である場合にあっては、耐震性能を有していることを確認することができる書類

（１０）　出産予定の子がいる場合は、出産予定の子の母子健康手帳の写し

（１１）　併用住宅（一建物内に居住の用に供する部分及び店舗、事務所、賃貸住宅その他の業務の用に供する部分が併存している住宅をいう。）については、自己の居住の用に供する床面積及び店舗部分等の床面積の内訳が分かるもの

（１２）　誓約書兼同意書（第２号様式）

（１３）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第９条　市長は、前条第１項の内容を審査し、第３条及び第４条に規定する要件に適合していると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、千歳市若年・子育て世帯定住促進事業補助金交付決定兼額の確定通知書（第３号様式）により通知するものとする。

２　市長は、第１項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、千歳市若年・子育て世帯定住促進事業補助金不交付決定通知書（第４号様式）により申請者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第１０条　前条第１項の規定による補助金の交付決定兼額の確定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、毎年度市長の定める期間内に、千歳市若年・子育て世帯定住促進事業補助金交付請求書（第５号様式）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第１１条　市長は、前条の規定による請求があったときは、交付決定者へ速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第１２条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消すものとする。

（１）　交付決定者が住み替えを取りやめたとき又は住み替え事実が確認できなかったとき

（２）　虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

（３）　第３条及び第４条の要件に該当しないことが判明したとき

（４）　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則若しくはこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

（５）　第 10 条の規定による補助金の請求を、市長が定める期間内に行わなかったとき

（６）　前５号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき

２　市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して千歳市若年・子育て世帯定住促進事業補助金交付取消通知書（第６号様式）により交付決定者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金を、千歳市若年・子育て世帯定住促進事業補助金返還通知

書（第７号様式）により、交付決定者に返還を請求するものとする。

（財産の処分の制限等）

第１４条　交付決定者は、補助金の交付を受けた住宅の処分について、当該住宅を取得した日から起算して５年間は、市長の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は取壊してはならない。

２　交付決定者は、前項の財産を処分しようとするときは、あらかじめ千歳市若年・子育て世帯定住促進事業補助金財産処分承認申請書（第８号様式）を提出して市長の承認を受けなければならない。

３　市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに内容の審査を行い、千歳市若年・子育て世帯定住促進事業補助金財産処分承認（不承認）通知書（第９号様式）により申請者に通知するものとする。

（実地調査等）

第１５条　市長は、この要綱を適正に実施するため、申請者及び交付決定者に対して必要な事項について報告又は書類の提出を求め、必要に応じ実地調査することができる。

２　市長は、本事業を利用した子育て世帯等に対して、第１条に規定する目的の達成状況を確認するための報告又は書類の提出を求め、必要に応じて調査をすることができる。

３　申請者、交付決定者、子育て世帯等は、前２項の規定により報告又は調査（実地調査を含む。）を求められた場合は、誠実に対応しなければならない。

（委任）

第１６条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から実施する。

附 則（令和８年 11 月 16 日）

この要綱は、令和８年 11 月 16 日から施行する。